

ときがわ町文化財保護審議委員会会議録

| | |
|------------------------|---|
| 会議の名称 | 平成30年度第1回ときがわ町文化財保護審議委員会 |
| 主な議題 | 委嘱書の交付 委員長、副委員長の選出 町指定文化財「櫨」の指定解除について |
| 開催日時 | 平成30年5月9日（水） 午後2時00分～午後3時15分 |
| 開催場所 | 都幾川公民館 2階第1研修室 |
| 会議録の公開（非公開・一部非公開）とその理由 | 全部公開 |
| 出席委員 | 岩田泰治委員、吉野優子委員、野中仁委員、小林幸枝委員、山本富士雄委員、落合義明委員 |
| 事務局 | 久米正美教育長、石川安司生涯学習課長、森村恵美子生涯学習課主査、杉山拓馬生涯学習課主事 |

【審議等内容又は概要】

1 開会

杉山生涯学習課主事

2 委嘱書の交付

教育長から各委員へ委嘱書を交付

3 あいさつ

久米正美教育長

4 委員長、副委員長の選出

ときがわ町文化財保護審議委員会規則第4条に基づき、委員の互選により

委員長 岩田泰治委員

副委員長 吉野優子委員 に決定。

委員長、副委員長よりあいさつ。

5 議題

(1) 教育委員会諮問「町指定文化財（櫨）の町指定解除」について

事務局より、資料に基づき説明を行う。

【事務局】

櫨の町指定解除の経緯、理由等については、事前に書面にてお示ししたとおりなので、説明については省略する。その際に、委員の皆様よりいただいたご意見を参考に資料を作成し、4月23日に開催された教育委員会へ提出。教育委員会において協議をしていただいた結果、指定解除は止むを得ないということで、今回文化財保護審議委員会へ諮問があ

った。委員の皆様には、様々な貴重な意見をいただいたが、今回ここでお集まりいただいたので、更に追加で意見または質問等があればお願いしたい。

【議長】 では、意見・質問等があればお願いします。

【委員】 伐採という文言があるが、これは伐採によりゼロとなるのか、或いは危険だけ解除されて種としては生きているのか。

【事務局】 こちらで今伺っているのは、株にしてしまうということではなく、御神木なので一定の高さを保ってしめ縄が回せるような形にしたい、ということである。根元から伐採してしまう訳ではない。

【委員】 生きるか死ぬかはわからない？

【事務局】 切ったままの状態では放置しておけば、何れ枯死してしまうかもしれないが、今回はすぐに木を死なせてしまうような伐採ではない。

【議長】 大枝を切ったことで樹形が大きく崩れてしまい、文化財的な価値がなくなってしまったから指定を解除してもらえれば、町と交渉しなくても遠慮なく伐採ができるということか。

【事務局】 指定から外れればできる。

【議長】 そうすれば、生きている所を残して枝を詰めたりできるようになるから、御神木として残していくことができる。

【事務局】 御神木として残すように状態は保ってほしいと氏子の方々と神社の間でやりとりをされているようである。

【委員】 根元からかなりばっさり切ってしまうということではない、ということか。

【事務局】 そういうことである。今回の伐採は朽ちさせてしまうための伐採ではない、ということである。

【事務局】 危険回避という部分が強い。お祭りの時に周囲を回ったりするが、枝が落下して人に当たってしまうと大枝でなくても大変なことになってしまう。そういった部分での氏子の方々の思いというものを伺っている。

【委員】 木の仕事を生業としているので現場にも行って見たが、適当な箇所では切って維持してもらえれば賛成である。元々木というのは、形成層である樹皮の薄皮一枚でも養分を吸い上げている。屋久杉にしてもその他の老木、樺にしてもあの状態でもかなり生きられる。個人的な意見だが、50年位は楽に生きていけると思っている。ただし、危険でもあるので、繰り返しになるが、適当な箇所では切って、寿命を全うしてもらえれば結構である。

【委員】 文化財的な価値をどこに持っていくか、非常に難しい。巨木で面影だとかそういう部分に文化財的な価値を見出すということであれば、解除もやむを得ないと思う。指定解除は、枯死したときが一般的で、最初に貰った文面だと伐採は止むを得ず、という伐採をするために指定解除をして伐採しようという流れであり、文化財保護の面からはちょっと違うのではないかという気がする。指定解除ではなく、現状変更はあり得ないのか。

【事務局】 一度平成25年度に現状変更で剪定工事を行っているが、逆にそのことが衰退を加速させてしまった可能性も考えられる。大枝を切ってしまったことで養分となる必要な枝葉量が不足しているのではないか。以前、樹木医による樹木調査を行ったが、大枝を切除してしまうとそのような可能性があるという報告書で指摘されている。

【議 長】 この櫨は、以前にも問題になっている。近くに住宅が建ったため、枝の伐採を行い現在の姿になった。今回更に倒木の危険性があるということで伐採したいが、御神木としての形は残したい、というのが氏子さんの考えなのではないか。ただ、あまりにも切ってしまった木を文化財として指定しておくのもどうか、ということで、指定解除の話があったということではないか。

【事務局】 指定を外していただきたい、ということである。繰り返しになるが、伐採はするが一定の高さを保ち御神木としては維持していくということである。

【議 長】 伐採してはいけないとは言えない。何か被害があった場合に責任を負うのは所有者になる。指定されたまま伐採しても構わないのでは。

【事務局】 その場合には、ご相談をいただいて現状変更として伐採となる。

【議 長】 他に皆さんからのご意見はありますか。

【委 員】 文化財指定の根拠というのが巨木であり、今後その価値の回復が見込めないということであれば、氏子さん方の考えや安全面を考慮するとこの時期に指定解除することが適当である。

【議 長】 他の方はどう思われるか。私の個人的な考えでは、氏子さん達の考えを尊重したい。今回は止むを得ないと思う。

【委 員】 枝を払ってしまうと却って木が弱ってしまうのは分かる気がする。人間にとっては邪魔でも木にとっては大切である。ただし、安全面や地元の方のことを考慮すると止むを得ないと思うが。

【委 員】 指定する際に巨木であることが基になっているようだが、文面になくとも当時からこういったことを予想していたと思う。時代や時間の経過で樹形の変化や樹勢が衰えていくのは仕方がないことである。

【議 長】 それでは、町指定文化財「櫨」については、指定解除を認めるということによろしいか。

【委 員】 一同了承

【事務局】 では、答申（案）のとおり答申書を作成し、5月30日に開催される定例教育委員会へ提出させていただく。

(2) その他

【議 長】 三境のヒカリゴケだが、周りの雑木が杉の木に変わってしまい、定期的に水が流れなくなってしまったようである。コケが乾いて真っ白になってしまっている。今後、考えていかなければならないと思う。また、柗平のヤマザクラは所有者から指定を解除してもらいたいという話を小耳にはさんだ。同じくシロフウリンは枯れて倒れていると言う人がいる。七重のヤマザクラも今年も花を咲かせたと所有者からは伺っているが、かなり形もひどく傷も多くなっている。

【事務局】 柗平のヤマザクラとシロフウリンは、町の文化財として指定されていない。恐らく、産業観光課で担当している巨木の関係ではないかと思う。

【議 長】 他に質問であるが、町で文化財を指定した際に、所有者に対して指定管理料というのはあるのか。

【事務局】 ときがわ町では無い。

【議 長】 毛呂山町では、所有者に年に一度報告書を提出してもらい、千円支払っている。ときがわ町は文化財が非常に多いので、予算が付けば年一回所在の確認をするという意味でも実施できると良いと思うが。東松山市でも実施しているのでは。

【事務局】 嵐山町も千円出していたと記憶している。比企地区管内でも管理料を出しているところと出していないところがある。

【議 長】 今後研究してもらいたい。

【事務局】 研究させていただく。

【議 長】 先ほどの三境のヒカリゴケについても、確認をお願いしたい。時間があれば委員会で現地を訪れても良いが。

【事務局】 コケの状態は、時季的なものや人の出入りが最近多くなっているの、そちらも影響しているかもしれない。何れにしろ、確認する。

【議 長】 以前、旧都幾川村と旧玉川村の文化財をまとめて冊子を作成したと思うが、そちらを増版して観光施設などに置くことは可能か。

【事務局】 予算が付けば増版は可能である。丁度作成から5年が経過し、在庫数も少なくなってきたところでもあるので予算計上を検討していく。

【委 員】 予算しだいということだが、是非お願いしたい。

【議 長】 あの冊子はとても良い物なので、よろしく願います。

【議 長】 もう一つ考えがあるのだが、町広報誌に少しスペースを確保して、定期的に町の文化財の記事を掲載できると良いのだが。ガイドブック作成時のデータがあるようなので、それを使って記事を作成するなどもう少し情報を流せないかと。ときがわ町は埼玉県で4番目に多くの文化財がある。これは凄いことであり、ときがわ町は、文化財宝庫の町であることを発信していきたい。

【委 員】 スペースは、4分の1くらいで良い。できれば、毎月掲載してほしい。

【委 員】 自分もまだ知らない文化財が沢山あると思うので、是非掲載してもらいたい。

【事務局】 検討していく。貴重なご意見をいただき、有難うございます。

【議 長】 最初の審議会なので色々なご意見を伺いたいと思うが。

【委 員】 今現有での文化財のお話ですが、将来的には文化財が増えていくことが考えられる。これらを支えて貰えるスタッフが当然必要で教育委員会の力が大きくまた必要だが、小さな町の少ない人員でこういったことをするのは、かなり厳しい状態だと思う。将来的には、文化財に専任できる人員確保を町にお願いしたい。このままの状態が続くと担当者が崩壊してしまう。人員が少しでも増えれば管理や啓発事業に専念でき、もっと快く動いてもらえると思うが。是非、人員確保に力を入れてほしい。

【委 員】 丁度良い機会なので、大学も巻き込んで学生さん達に実地検分や実地調査に来てもらい、若い人の新しい感覚を入れていただけると有難い。

【委 員】 是非、協力させていただく。

【議 長】 他にはどうか。

【委 員】 話が戻ってしまうが、先ほどの天然記念物の解除だが、危険だから解除しようという理由だと今後他に派生してしまいそうである。危険な木は沢山あるので。単に危険だから指定を

解除という流れはあまり作りたくない。あくまでも保護審議委員会では文化財的な価値がなくなったという理由づけをきちんとしてもらった方がよい。その文言を今回は入れていただいた。樺は種としては珍しい種ではなく、あの樺の文化財的価値は巨木で、それが失われたので文化財的価値がなくなったということ。

【委員】 他にも同じような事例が出てくるのではないか。例えば、姥櫨はそういった話はないか？

【委員】 児持杉は？

【事務局】 今後問題になる可能性があるのは、銀杏と児持杉である。普通巨木は保護のためにサークルで囲むが、今回の樺、銀杏、児持杉はサークルで囲めない場所にある。

銀杏については、5年前に県道側に出ている枝を現状変更で伐採した。台風で落枝の危険性が高まったため実施したが、樹勢が良いのでそろそろ伐採をしなければならない時期になっている。現状変更で伐採する場合には、町から補助金も交付できるが、所有者負担も生じる。前回は高額であり、伐採するのも難しい状況である。

【議長】 前にも話に出たが、何か起きた場合には、指定されていても責任は所有者が追わなければならない。そこを所有者がきちんと理解していないと、町が指定しているのだから責任は町だと言われてしまっては困る。

【事務局】 双方の所有者には話をしている。事故が起きた場合は、所有者の責任となるが、町としては指導責任が問われる。機会を見計らって是正をお願いしている。児持杉については、神社で保険に加入しているようである。銀杏については、そこまではしていないと思う。

【議長】 なかなか難しい問題である。他に何かありますか。ないようであれば事務局にお返しする。

【事務局】 小倉城跡公有地化事業が完了したので、ご報告する。平成27年度から平成29年度までの3年計画がこれで完了し、全てを買い上げることができた。1年目は9,627㎡、2年目が10,026㎡、3年目が20,467㎡。今回の買収は、遺構の部分を対象地としている。以上、ご報告させていただく。

【委員】 図面の白い部分は？

【事務局】 未買収の土地である。

【事務局】 指定としては、保全のために山一つ分指定となっているが、今回は遺構部分を保全し、担保するために3年計画で約40,000㎡を買収した。この遺構部分を国の補助金を貰いながら集中して環境整備を行っていきたいと考えている。

【委員】 買収後の予定は、決まっているのか。懸案はあるのか。

【事務局】 今年度から来年度にかけて平場の木を中心に伐採を行う。また、今後、整備基本構想及び整備計画を策定していかなければならない。それらに基づいて整備していく。

【委員】 トイレだけでも、何とかもう少し綺麗にできないか。観光客も来ているので。最近嵐山町に新しく駐車場ができたが。

【事務局】 駐車場の設置も一つの課題となっている。

【委員】 暫く時間がかかりそうである。

【事務局】 お金の問題もあり、懸案事項である。

【議長】 大築城跡はどうなっているのか。

【事務局】 説明会を開いたりしたが、相続未登記の方も多く、中には2代3代先までになっている人

もいる。このため、当初予定していた人数よりもかなり相続者が増えている。更にその相続者の所在を追いかけていくことが非常に困難になっている。町の顧問弁護士にも相談したが、管理行為であれば所有者の過半数の同意があれば指定できるが、それ以上のことは過半数の同意ではできない、とのことである。まだ、同意は過半数を超えていないのでかなり厳しい状態である。

【議長】 大変かもしれないが、少しでも前進してもらいたい。

【事務局】 今の状態では、かなり厳しいと申し上げておく。

7 閉会

杉山生涯学習課主事

その他審議会等の長が必要と認めた事項

配布資料（PDF形式）

- ・次第
- ・諮問
- ・町指定文化財「櫨」の町指定解除について
- ・町指定文化財「櫨」現況写真
- ・答申書（案）